

陳 情	受 理 番 号	30	受 理 年 月 日	令和 7 年 11 月 21 日	付 託 委員会	都市建設 環 境
件 名	土地区画整理事業に係る所管事務調査について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

### 土地区画整理事業に係る所管事務調査について（陳情）

#### 1 那覇市議会の権能と役割

那覇市議会基本条例は前文で「那覇市議会は、会派及び議員個々の立場の違いを超えて、執行機関の監視及び評価機能の強化拡充を図るとともに、議員間の自由闊達な討議により積極的な政策立案及び政策提言を行う議会へと自らを改革していかなければならない。」と宣言し、議会の活動原則第3条第3項で「市民本位の立場から、議会本来の機能である政策提言並びに市長その他の執行機関の事務について監視及び評価を行うこと。」と規定し、請願及び陳情について第10条第1項は「議会は、請願者及び陳情を市民による政策提言と位置付け、真摯に取り扱うものとする。」と規定している。

#### 2 当会の陳情の経緯

那覇市の違法換地事件は令和2年2月28日付で最高裁判所は那覇市の上告を門前払いし、那覇市の換地処分は土地区画整理法第89条が定める横の照応の原則（公平平等の原則）に違反し、裁量権を逸脱とし違法であるとの判断が確定した。

当会は那覇市の土地区画整理事業について違法換地処分事件以外にも市民の財産権の侵害があることから、「那覇市行政の適正執行を法的に監視する権能を有する那覇市議会において、正しい土地区画整理事業の在り方を検証し、もって市民の財産権の保護を図るため、地方自治法第100条の調査委員会等を設置し、正しい土地区画整理事業の在り方を検証すること」を陳情した。

#### 3 当会の陳情に対する那覇市議会の対応

当会陳情について、那覇市議会は令和3年12月16日に受理し、都市建設環境常任委員会で「所管事務調査」を行うこととした。

所管事務調査は陳情者、所管のまちなみ整備課、建築指導課、元那覇市職員で区画整理実務担当者2人を参考人招致し、土地区画整理法等関係法令の解釈及び実務

取り扱いについて問題に係る論点を調査してきた。また論点となる現場に元那霸市職員土地区画整理実務担当者を同行させ現場調査を2度行っている。

令和6年10月25日には行政視察として国土交通省市街地整備課から問題点を判断する教示を受けている。

これらの各調査を経て、都市建設環境常任委員会は、令和7年年7月25日に賛成多数で「土地区画整理事業の所管事務調査報告書」を採択、同時に「陳情第42号、土地区画整理事業に係る地方自治法第100条第1項等調査委員会の設置について」を全会一致で採択し、令和7年7月31日に都市建設環境常任委員長及び同副委員長から議長へ手交している。しかし令和7年8月3日付で那霸市議会議員の任期満了により、陳情第42号、土地区画整理事業に係る地方自治法第100条第1項等調査委員会の設置については議会本会議で報告することはなかった。

#### 4 前回の陳情に対する那霸市議会所管事務調査報告書について

上記のとおり那霸市議会都市建設環境常任委員会は、那霸市議会の本来の権能である監視機能を発揮し各論点について調査を行い、「土地区画整理事業の所管事務調査報告書」で、各問題点について一定の結論を得て、最終的には専門家で構成する「第三者検証委員会」を設置することを提言している。

所管事務調査報告書は、土地区画整理法解釈の誤り、建築基準法の宅地擁壁の違法性の問題、裁判となった事件以外に興南学園等の石積み擁壁等を放置した不当違法な事例、土地区画整理法第1条の宅地増進を図る目的に反する宅地が放置されている事例が報告されている。

所管事務調査報告書の内容は、憲法第29条財産権の保障及び憲法第14条法の下の平等に係る事項で、市民の財産権侵害に係る極めて重大な事項である。また地方自治法第2条が定める地方自治行政の基本原則、法令順守の行政運営の係る問題である。

これらの憲法及び地方自治法の規定に反する行政運営が行われているにも関わらず、都市建設環境常任委員会で約4年間の歳月と一定の費用を負担した「土地区画整理事業の所管事務調査報告書」について、議員の任期満了により本会議でも、担当部局にも報告されず全議員と当局にも直ちに共有されなかつたことは極めて残念である。

#### 5 今般の陳情について

当会は議会の調査審議には継続性があるものと考える。この問題は今般新たに市民の負託を受けた議員が、各所属議員の「会派及び議員個々の立場の違いを超えて」、市民の財産権の侵害に係る事項として真摯に受け止めるべき極めて重大な事

項である。議会の本来の権能である「執行機関の監視及び評価機能」を最大限発揮する性格の問題である。

那覇市議会は那覇市議会基本条例の趣旨から市民の財産権侵害等について市民本位の立場から活動すると規定している。

- ① 前議会で、都市建設環境常任委員会が採択した「土地区画整理事業の所管事務調査報告書」について、新たな議会構成員間で構成する本会議に速やかに報告し、那覇市議会として一定の手続きを得るよう切に陳情する。
- ② 上記陳情取り扱いが困難であれば、再度、都市建設常任委員会で所管事務調査を行うことを陳情する。

現在でも石積み擁壁等が放置され市民の財産権が侵害されていることから、陳情者、所管課、特定行政庁那覇市「建築主事」、元那覇市職員区画整理実務担当等を参考人招致し現場調査等の集中審査を迅速に行なうことを陳情する。

陳情者は同じ案件について陳情を重ねているが審議未了となった。これ以上の停滞は那覇市議会の「執行機関の監視」に対する市民の信頼を損なうものである。那覇市議会基本条例第10条の趣旨により真摯に速やかに対応すべきである。

これ以上、市民の財産権の侵害の問題について那覇市議会として一定の結論を得ることを長引かせてはならない。

(以上)